

欧州の基準・認証制度の動向（2017年7月/8月）

● トピックス一覧 ●

1. 食料品・飼料
2. エコラベル
3. エネルギー効率／エネルギーラベル／エコデザイン
4. 電気／電子機器
5. 自動車／運輸部門
6. 製品安全
7. 合同関税品目分類表（CN）
8. その他の標準化
9. 日 EU 経済連携協定（EPA）

.....

1. 食料品・飼料

(1) 食品における農薬の使用

欧州委員会は、動物又は植物由来の食品で許容される特定農薬の最大残留基準値（MRL）の見直しを行った。対象の農薬は、アクリナトリン（acrinathrin）、メタラキシル（metalaxyl）、チアベンダゾール（thiabendazole）である。

参照：EU 官報 [L170/3](#)

(2) 新規食品と新規食品成分

欧州委員会は、以下を含む新規食品と新規食品成分の市場投入を認可した。

- 乳幼児、妊婦、授乳中の女性を除く一般集団向けフードサプリメントに使用される新規食品成分としての L-エルゴチオネイン (L-ergothioneine)

参照：EU 官報 [L 184/65](#)

- クロコウジカビ (*Aspergillus niger*) の遺伝子組換え株を用いて生産されたプロリルオリゴペプチターゼ (prolyl oligopeptidase) の酵素製剤

参照：EU 官報 [L 194/65](#)

(3) 香料物質

欧州委員会は、安全上の懸念から、食品用に認可された香料物質のリストから香料物質 2-トランス-4,5-エポキシデセナール (4,5-epoxydec-2(trans)-enal) を削除した。

参照：EU 官報 [L 179/3](#)

(4) フードサプリメント

欧州委員会は、フードサプリメントの製造に使用できるビタミンとミネラルの認可リストに以下の2物質を追加した。

- 有機ケイ素 (モノメチルシラントリオール)、特定の条件が満たされている場合に限る。
- リン酸化オリゴ糖カルシウム (POs-Ca®)、特定の条件が満たされている場合に限る。

参照：EU 官報 [L 173/9](#)

(5) 食品添加物

欧州委員会は、以下の食品添加物の使用を認可した。

- 皮をむいた野菜・果物及び千切り・カット野菜・果物に使用される炭酸カリウム (E 501)。同添加物は安定剤及び酸性調節剤として機能することで、調理中の新鮮なカット野菜・果物を保存し、褐色化などの製品劣化を防ぐ。

参照：EU 官報 [L 184/1](#)

- 硝酸カリウム (E 252) の固化防止剤としての二酸化ケイ素 (E 551)

参照：EU 官報 [L 184/3](#)

- ワインの安定剤として最大使用値300 mg/L、標準使用値100~200 mg/L のポリアスパラギン酸カリウム (E 456)

参照：EU 官報 [L 199/8](#)

(6) 食品中の汚染物質

欧州委員会は、最終消費者に向けて市場に投入される生のアプリコットカーネル及び生のアプリコットカーネル由来製品に許容されるシアン化水素酸の最大値を20 µg/kg に定めた。

シアン化水素酸（シアン化物としても知られる）は、未加工のアプリコットカーネルに存在する主要なシアン化グリコシドであるアミグダリンの咀嚼に由来する。シアン化水素酸は、人への毒性が高い。

参照：EU 官報 [L 177/36](#)

(7) 遺伝子組換え作物（GMO）

欧州委員会は、以下の遺伝子組換え作物（GMO）を含む又は当該 GMO から構成される又は製造される製品の市場投入を認可した。

- 遺伝子組換え綿 GHB119 (BCS-GHØØ5-8)

参照：EU 官報 [L 173/23](#)

- 遺伝子組換えトウモロコシ Bt11 × 59122 × MIR604 × 1507 × GA21及び Bt11、59122、MIR604、1507、GA21のうち2系統又は3系統又は4系統を掛け合わせた遺伝子組換えトウモロコシ

参照：EU 官報 [L 173/28](#)

- 遺伝子組換え綿281-24-236 × 3006-210-23 × MON 88913 (DAS-24236-5 × DAS-21Ø23-5 × MON-88913-8)

参照：EU 官報 [L 173/38](#)

- 遺伝子組換えトウモロコシ DAS-40278-9

参照：EU 官報 [L 173/43](#)

欧州委員会は、遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 (MON-ØØ81Ø-6) を含む又は当該 GMO から構成される又は製造される製品の市場投入認可も更新した。

参照：EU 官報 [L 173/18](#)

2. エコラベル

(1) EU エコラベルの認定基準

EU エコラベルは、原料の採取から生産、使用、廃棄までのライフサイクルを通じて、環境への影響を低減した製品に認められる任意のラベルである。

洗剤

欧州委員会は、各種「洗剤」を特徴づける市場の発展とイノベーションをより良く反映させるため、当該製品にエコラベルを付与するための生態学的基準を改正した。

各種洗剤にエコラベルを付与するための生態学的基準には以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

- 水生生物に対する毒性
- 生分解性
- パーム油の持続可能な調達
- パーム核油とその派生物
- 除外物質と制限物質
- 包装

具体的に、対象となる製品は次の通り。

- 手洗い食器用洗剤
参照：EU 官報 [L 180/1](#)
- 工業・施設向け食洗器用洗剤
参照：EU 官報 [L 180/16](#)
- 食洗器用洗剤
参照：EU 官報 [L 180/31](#)
- キッチンクリーナー、窓クリーナー、衛生クリーナーなどの硬質表面洗浄製品
参照：EU 官報 [L 180/45](#)
- 洗濯用洗剤
参照：EU 官報 [L 180/63](#)

- 工業・施設向け洗濯用洗剤

参照：EU 官報 [L 180/79](#)

繊維製品

欧州委員会は、繊維製品に EU エコラベルを付与するための生態学的基準も明確化した。

参照：EU 官報 [L 195/36](#)

3. エネルギー効率／エネルギーラベル／エコデザイン

(1) エネルギーのラベル表示に関する新規則

EU は、エネルギー消費製品のエネルギーラベル表示要件に関する新たな規則（規則 (EU) 2017/1369）を採択した。新たなラベル表示規則は、消費者が情報に基づいた購入の選択ができるように、対象製品のエネルギー効率レベルを明確に示すことを主な目的とする。

以前のルールでは、製品を G（エネルギー効率が最も低い）から A+++（エネルギー効率が最も高い）までの尺度で分類することができた。この尺度は A+、A++、A+++の3つの“A”マークから構成され、A+++が最高の効率レベルを表す。消費者は A++製品と A+製品から A+++製品を必ずしも区別することができなかつたため、混乱をもたらすシステムとなっていた。

より明確な情報を消費者に提供するため、新たな規則は G（エネルギー効率が最も低い）から A（エネルギー効率が最も高い）という、よりシンプルな尺度を導入した。また、メーカーに対して、製品のエネルギー効率を下げる恐れのあるソフトウェアの利用について消費者に情報を与えることも求めている。同規則は、試験条件下で製品の性能を操作するために使用されるソフトウェア、通称「ディフイートデバイス」の使用を禁止している。

参照：EU 官報 [L 198/1](#)、欧州委員会の[ウェブページ](#)、Build Up の[記事](#)（2017年8月2日）

(2) エコデザインとエネルギーラベル表示要件に関する統一規格の最新リスト

欧州委員会は、各種家電のエコデザイン及びエネルギーラベル表示要件に関する統一規格の最新リストを公表した。最新リストには、次の新たな規格が含まれる。

家電	新規格	参照
家庭用オーブン、コンロ、レンジフード	EN 15181:2017 - ガス燃焼式オーブンのエネルギー消費量測定方法	欧州委員会の ウェブページ と コミュニケーション
掃除機	EN 60312-1:2017 - 家庭用掃除機 - 第1部：乾式掃除機性能測定方法	欧州委員会の ウェブページ と コミュニケーション

4. 電気／電子機器

(1) グリル、トースター、類似の携帯調理器具に関する安全基準

欧州委員会は、グリル、トースター及び類似の携帯調理器具に係る特定要件の規格 EN 60335-2-9:2003は、指令2014/35/EU に基づき電気機器に適用される全ての安全要件を満たしていない、と結論づけた。そのため、欧州委員会は同規格を改訂する必要があると決定した。

参照：EU 官報 [L 190/14](#)

(2) 無線機器に関する統一規格の最新リスト

欧州委員会は、無線機器に関する統一規格の最新リストを公表した。最新リストには、次の新たな規格が含まれる。

規格の説明	規格番号
短距離デバイス (SRD) : 1 GHz から 40 GHz の周波数で使用される無線機器	EN 300 440 V2.1.1
25 MHz から 2 000 MHz のコードレスオーディオ機器	EN 301 357 V2.1.1

参照：欧州委員会の[ウェブページ](#)と[コミュニケーション](#) (2017年7月14日)

(3) F ガスの生産、輸入、輸出に関する報告要件

欧州委員会は、フッ素化温室効果ガス (F ガス) の生産、輸入、輸出、破壊に関する報告要件を改正する新たな規則 (規則 (EU) 2017/1375) を採択した。

これらの報告要件は、2014年の F ガス規則 (規則 (EU) No 517/2014) 第19条に基づき初めて制定された。同条によると、F ガスの生産者、F ガス及び F ガス使用機器 (冷蔵庫等) の輸出・輸入業者は、各 F ガスに関する特定のデータを欧州委員会に報告しなければならない。

2014年の F ガス規則は、F ガスの排出量を2030年までに3分の2に削減することを主な目的に掲げて採択された。この目的のために、同規則は F ガスの格納、使用、回収、破壊に関する新たなルー

ルを制定した。また、特定の家庭用冷蔵庫・冷凍庫や可動式空調機器など特定の製品をそれぞれの地球温暖化係数（GWP）に応じて欧州の域内市場から排除した。

参照：EU 官報 [L 194/4](#)

5. 自動車／運輸部門

(1) UN/ECE が自動車部品に関する統一の規定を採択

国連欧州経済委員会（UN/ECE）は、特定の自動車部品及び機能の認可に関して統一の規定を採択した。

欧州委員会は、国際標準の策定及び EU 規格の国際標準化に向けて UN/ECE の活動に関与している。

UN/ECE 規則	対象の部品・機能	参照
UN/ECE 規則103	動力駆動車両の汚染制御装置	EU 官報 L 207/30
UN/ECE 規則138	カテゴリー M、N に属する電化車両の可聴性の低減	EU 官報 L 204/112

(2) 乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験（WLTP）の法制化

欧州委員会は、「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験」（WLTP）と呼ばれる新たな自動車排ガス測定システムを導入する規則（規則 (EU) 2017/1151）を採択した。

WLTP は、CO₂と大気汚染物質の排出量を測定するために考案されたラボラトリー試験である。2017年9月1日に発効され、これまで使用されていた「新欧州ドライビングサイクル」（NEDC）に替わるものである。WLTP は NEDC に比べ、より厳格で現実的な自動車排ガス量の測定を実現する。例えば、NEDC よりも高速かつ動的な加速・減速度に加え、より厳格な車両の設定と測定条件を盛り込んでいる。

WLTP は2019年9月まで段階的に導入されるため、NEDC 値と WLTP 値の両方が使用される2年間の移行期間が設けられた。WLTP はより厳格で現実的な条件下で自動車の排ガス量を測定するため、WLTP 排出値は NEDC 値よりも高くなることが予想される。この移行期間中の混乱を避け、メーカーを支援するため、欧州委員会は WLTP 値と NEDC 値を相関させるための方法論を定めた一連の規則も採択した。

参照：EU 官報 [L 175/1](#)、[L 175/644](#)、[L 175/679](#)、[L 175/708](#)、[L 192/1](#)、[L 219/1](#)、[L 221/4](#)

6. 製品安全

(1) 一般製品安全に関する統一規格リストの更新

欧州委員会は、一般製品安全に関する統一規格の最新リストを公表した。最新リストには、次の新たな規格が含まれる。



規格の説明	規格番号
子供用品・ケア用品 - ベビーキャリア - 第2部：ソフトキャリア	EN 13209-2:2015
ライター - ライターの子供安全要件	EN 13869:2016


参照：欧州委員会の [ウェブページ](#) と [コミュニケーション](#) (2017年8月11日)

7. 合同関税品目分類表 (CN)

欧州委員会は、EU 合同関税品目分類表 (CN) で特定商品の分類を定める新たな規則を採択した。CN は EU に輸入される商品を分類する上で使用されるため、EU の税関に申告する際に輸入商品は CN コードを表示しなければならない。

以下の表は、新たな規則に関連する商品の説明である。写真は一例にすぎず、関連する製品を代表するものではない。

商品種類	CN コードと簡単な説明	参照
ビデオコンバータ	CN コード：8543 70 90 SDI から HDMI フォーマットにビデオ信号を変換するために設計された電気機器	EU 官報 L 170/47
ハンドルカバー 	CN コード：3926 907 ハンドルカバーはプラスチック製（ポリ塩化ビニル、PVC）で直径 38 cm の円形である。自動車ハンドルの外観を改善し、ハンドルの使用によって生じる汗、磨耗、裂けからハンドルを保護し、過度の高温及び低温状態から手を保護するように設計されている。	EU 官報 L 170/53
パルスオキシメーター 	CN コード：9018 19 10 ヒトの指に装着して酸素飽和度を監視し、光学的放射によって脈拍を測定するように設計された小型の電池式装置である。専門的な医療行為や研究、スポーツ、ビジネスなどで使用される。	EU 官報 L 170/59

<p>ワゴン型の多目的自動車</p>	<p>CNコード：8703 32 19</p> <p>同種の車両は乗客と物品を輸送するために使用できる。4つの車輪と1,500 cm³以上・2,500 cm³以下のシリンダー容量でピストン式圧縮点火内燃機関を有する。2列の座席があり、1列目は運転席と助手席の2席、2列目は3席である。2列目の座席後部には、乗客空間を物品輸送空間から分ける固定障壁（区画格子）があり、約1,9 m、4,4 m³の積載容量を有する。車両の総重量は約2,800 kg である。</p>	<p>EU 官報 L 177/26</p>
<p>手押し車</p> 	<p>CNコード：9403 89 00</p> <p>スーツケースやその他の品を車輪上で運ぶために、スクータ又は手押し車として使用できる複合製品。</p>	<p>EU 官報 L 177/29</p>
<p>ワイヤレス充電プレート</p> 	<p>CNコード：8504 40 90</p> <p>ワイヤレスで電子機器を充電するために設計された製品。プレートと充電される機器には共にワイヤレス充電の規格「Qi」技術が装備されている。ワイヤレス充電は電磁界を介して行われる。</p>	<p>EU 官報 L 209/5</p>
<p>LED 歯科用ライト</p> 	<p>CNコード：9405 40 99</p> <p>歯科治療中に口腔を照らすために設計された装置。特に歯科医師が使用するために、光のレベル、色、パターンが生成される。</p>	<p>EU 官報 L 211/3</p>

8. その他の標準化

(1) 建設製品に関する統一規格の最新リスト

欧州委員会は、建設製品に関する統一規格の最新リストを公表した。最新リストには、次の新たな規格が含まれる。

規格の説明	規格番号
石積み用モルタルの仕様 - 第1部	EN 998-1:2016
石積み用モルタルの仕様 - 第2部	EN 998-2:2016
建物のガラス- アルカリアルミノケイ酸塩ガラス製品	EN 15681-2:2017

参照：欧州委員会の[ウェブページ](#)と[コミュニケーション](#)（2017年8月11日）

9. 日 EU 経済連携協定 (EPA)

7月6日にブリュッセルで開催された日 EU 特別首脳協議で、欧州委員会のジャン・クロード・ユンケル委員長、EU 理事会のドナルド・トゥスク議長、日本の安倍晋三首相は、日 EU 経済連携協定 (EPA) の「大筋合意」 (an agreement in principle) に達した。

この大筋合意は「政治的合意」とも呼ばれ、日本と EU が EPA の主要要素に合意したことを意味するが、残りの技術的詳細をまとめるための更なる交渉が必要である。また、EPA の一部の章は政治的合意から除外されているため、依然として実質的な交渉が必要とされる。例えば、投資保護の章に関して EU は恒久的な投資法廷制度の創設を提案しているが、日本は当面は投資家対国家間の紛争解決 (ISDS) 制度を維持する方針としている。

日本と EU は、技術的交渉とその他の争点を今年の終わりまでに締結し、2018年に最終文書の承認手続きを経て、2019年初めに発効することを望んでいる。決定に至れば、EPA の影響は非常に幅広い範囲に及ぶことになる。主な影響のひとつは、日本と EU 間の製品にかかる90%以上の関税障壁の撤廃である。加えて、商品・サービスの取引、投資、公共調達、競争、不正防止、知的財産権 (IPR)、接続可能な発展、コーポレートガバナンスの非関税障壁にも取り組む内容となっている。

自動車分野は、最も慎重な扱いが求められた交渉分野のひとつであった。日本と欧州両方の自動車メーカーを満足させる取り決めが必要とされたからである。今回の EPA は、日本の輸入車にかかる欧州の関税 (現在、乗用車には10%の輸入関税、商用車には10~22%の輸入関税) を撤廃する予定である。関税は7年間で段階的に廃止されることになる。他方、EPA は制限的な日本の非関税障壁も撤廃する。つまり、欧州車が日本に輸出される場合に改めて試験・認証を行う必要はなくなり、日本車と同じ安全要件と環境要件が欧州車にも適用される。

データ保護は EPA に含まれない分野のひとつだが、いわゆる「十分性認定」 (adequacy decision) が2018年初めまでに得られるように、日本と EU は同課題について個別の協議を行っている。十分性認定とは、日本と EU のデータ保護規則が「本質的に同等」であることを認識し、データ保護を確保しながら、日本と EU 間でのデータの円滑な流れを可能にするものである。欧州委員会は、そうした認定が日本と EU の間の商取引を促進するため、日 EU・EPA を補完するものと考えている。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#) (2017年7月6日) と [覚書](#) (2017年7月6日)、日 EU 経済連携協定の[大筋合意](#) (2017年7月6日)、日 EU 共同[声明](#) (2017年7月6日)、EurActiv の[記事](#) (2017年7月6日)、Compact の[ウェブサイト](#)、Politico の[記事](#) (2017年7月5日)、BusinessEurope の[プレスリリース](#) (2017年7月5日)、[データ保護](#)に関する日 EU 共同声明 (2017年7月4日)、ACEA の[プレスリリース](#) (2017年7月4日)